

令和7年度さぬき市民病院医療情報システム更新整備支援業務

仕 様 書

さぬき市病院事業

1 業務名

令和7年度さぬき市民病院医療情報システム更新整備支援業務

2 医療情報システムの定義

本仕様書で定義する「医療情報システム」とは、基幹システム（電子カルテシステム、オーダーリングシステム、看護業務支援システム、医事会計システム等）、各部門システム及び各部門システムに接続する各種装置並びにこれらを構成する情報端末で主として当院のイントラネット内で運用している電算システム及びネットワーク機器をいう。

3 業務の構成

- (1) 現状調査、医療情報システムの構成案作成等及び価格情報提供支援
- (2) 新医療情報システム仕様書作成支援
- (3) 導入事業者選定支援
- (4) その他システム更新整備に係わる支援業務
- (5) 成果物の提出

4 業務の場所

さぬき市民病院（香川県さぬき市寒川町石田東甲 387 番地 1）

5 業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 業務の仕様

- (1) 現状調査、医療情報システムの構成案作成等及び価格情報提供支援
 - ① 現システムの構成（医療情報システム間の接続や医療情報システムと医療機器の接続状況、イントラネットの構成、ハードウェアの運用状況等）を整理し、医療情報システム及びリモートサポートとインターネット回線用を含むネットワーク機器の更新に関する資料を作成すること。
 - ② 医療情報システム構築におけるイントラネットと各システムの構成、情報セキュリティ対策等について最新の技術動向や各種ガイドラインを踏まえた対応が行えるよう提案を行うこと。
 - ③ 物理サーバの設置場所、電源の設置状況等を調査し、次期医療情報システムの更新に必要なとなる設備について整理し、資料を作成すること。
 - ④ 業務遂行に当たり適正なスケジュールを作成し、実践支援すること。

- ⑤ 各部署のヒアリングを行い、これを基に採算性（費用対効果）、機能性等を評価及び精査しながら、導入予定の医療情報システム構成案を作成すること。ヒアリングは、部署訪問を基本として対応を行うこと。
- ⑥ 次期医療情報システムの調達に関する参考見積を候補となるベンダー等から取得し、評価及び分析を行うこと。
- ⑦ 同規模病院の医療情報システム等とも比較検討し、妥当な予算の把握、調整を行うこと。

(2) 次期医療情報システム仕様書作成支援

① 基本仕様書案の作成

病院の要望を最大限に活かしつつ、価格面でスケールメリットを活かせるように、複数のベンダー等が応札可能な医療情報システム基本仕様書案を作成すること。

② 意見招請支援

- (ア) 意見招請の実施を支援し、ベンダー等からの仕様書案への意見を整理し、必要事項を仕様書案に反映させ仕様書の最終版を作成すること。
- (イ) 意見招請の内容を踏まえ、更新に係る費用の試算（更新後の保守、費用等運用に係る費用も含む。）を行うこと。病院予算を考慮した試算を行い、システム構築範囲の見直しが必要であれば、具体的な見直し案を提案すること。

(3) 導入事業者選定支援

① 入札資料一式の作成、検証支援

- (ア) 入札説明書、仕様書、落札者決定基準等の入札時に必要となる資料の作成を支援すること。
- (イ) 前項の資料作成に当たって必要となる検討支援を行うこと。

② システム選定支援

- (ア) ベンダー等からの質問に対して回答案を作成すること。
- (イ) ベンダー等から提出された提案内容の検証を行い、その結果を当院に報告すること。
- (ウ) ベンダー等から提出された仕様書に対する回答の採点及び比較を行い、不明瞭な回答に対する疑義事項の整理を行うこと。
- (エ) 院内会議で必要な検討資料の準備を行い、検討の支援を行うこと。
- (オ) 契約方法について、過去の事例などを踏まえた支援を行うこと。

(4) その他システム更新整備に係わる支援業務

各種打ち合わせ議事録、会議議事録をできる限り速やかに作成し、当院へ提出すること。

(5) 成果物の提出

- ① 受託者は、本業務に掲げる業務完了時、その成果物を当院へ提出すること。提出する媒体は編集可能（Microsoft の Office 製品等）である電子媒体とする。

また、各成果物は電子媒体 1 部、紙媒体 2 部を当院へ提出すること。

② 成果品の種類

- (ア) 更新後の医療情報システム構成図
- (イ) プロジェクト管理資料
- (ウ) 各種検討資料（現状に則した医療情報システムの検討、課題及び要望の検討、調達範囲の検討）
- (エ) 医療情報システム調達仕様書
- (オ) 業者選定関連資料
- (カ) 各種議事録

7 受託者が備えるべき要件

- (1) 特定のシステムベンダー及びリース会社との資本関係がないこと。
 - (2) 業務の遂行に当たっては、常に当院の担当責任者と連携を取り、円滑に業務を進めること。
 - (3) 医療情報システム等の構築やコンサルティング業務に関する実務経験を 5 年以上有し、医療情報技師の資格等を有する統括責任者を配置すること。（統括責任者として配置する者の略歴書及び資格を証明するものを提出すること。）
 - (4) (3) の統括責任者以外に、医療情報システム等の構築やコンサルティングにある一定の実務経験を有した者を担当者として配置すること。（担当者として配置する者の略歴書及び資格を証明するものを提出すること。）
 - (5) 当院との本業務に関する打合せを当院にて月 1 回以上参加が可能なこと。
- なお、詳細スケジュールは受託者と協議の上決定する。

8 緊急時等の支援体制

当院の検討事項について急遽相談すべき事柄が発生した場合には、電話、電子メール及びリモート会議のいずれかにて当日中に連絡がとれる体制を築くこと。

9 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密は他人に漏らしてはならない。

- (2) 打合せ、現場ヒアリング等に伴う旅費交通費は契約金額に含む。
- (3) 当院職員の協力が必要なものについては当院担当者との調整のうえ、行うこと。
- (4) 当院が保有する情報及びデータは、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に必要な応じて提供する。

また、当該情報及びデータの取り扱い（当院内での取り扱い及び当院から外部に持ち出す場合等）については、当院における個人情報取扱運用規則等の規定を適用する。

10 法令等の遵守

本業務を遂行するに当たり、受託者は、次号の法令及び内規を遵守するものとする。

- (1) 医療法、医師法、健康保険法、保険医療機関及び保険医療養担当規則、その他の社会保険関係諸法令、労働関係諸法令、社会福祉諸法令
- (2) 個人情報の保護に関する法律及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会 厚生労働省）
- (3) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）
- (4) 不正競争防止法、著作権法、電気通信事業法、電子署名及び認証業務に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- (5) その他関係諸法令

11 その他

本仕様書に定められていない事項については、受託者と協議の上決定する。

以上